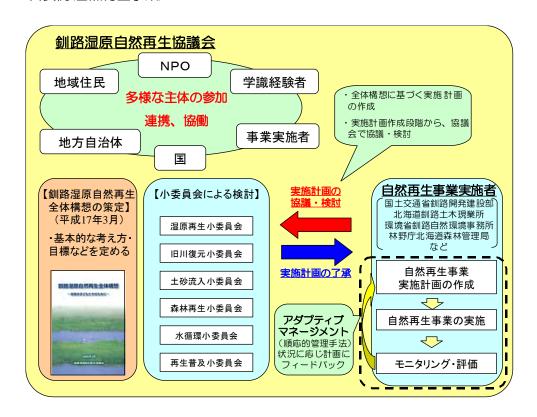
## 第3章 事業の進め方

## 1. 多様な連携・協働

地域住民、NPO、企業、地方自治体等多様な主体と連携・協働することにより、地域の声を事業に反映し、施策の実効性、効率性を高めるなど、地域と一体となった取組を積極的に展開します。

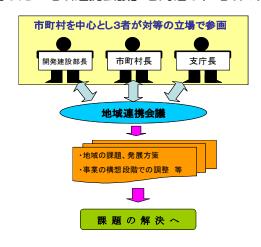
北海道開発局が行う各種事業・施策等について、多様な主体との連携・協働の取組を積極的に推進します。

代表例(自然再生事業)



## ◆地域連携会議の実施

地域自らの発想による地域づくりを進めていくため、市町村と北海道開発局及び北海道が協力・連携した「地域連携会議」を開催し、地域の発展方策等についての意見交換を積極的に実施します。





地域連携会議の様子

### ◆地域協働プロジェクトの展開

地域協働プロジェクトは、活気があり住みやすく北海道らしい地域社会を形成するために、北海道 開発局が今後行う社会資本整備はもとより、すでに管理している社会資本ストックを、地域の方々と 協働し活用していくとともに、所有する知恵・経験・技術を活かし、地域の方々の創意による、地域 の自立を目指した様々な活動を支援していくことを目的として、平成16年度から実施しております。

平成20年度も引き続き地域住民などと協働して行う植樹活動など、「地域協働プロジェクト」の取組を推進します。

## ◆シーニックバイウェイ北海道の推進

みちをきっかけに地域住民等と行政とが連携し、景観をはじめとした地域資源の保全・改善の取組を進めることにより、美しい景観づくり、活力ある地域づくり、魅力ある観光空間づくりを図る「シーニックバイウェイ北海道」を平成17年度より本格的に開始しています。

今後は、活動の広がりや深化を受け、北海道の重要な景観要素である河川、湖沼、農地も含めた活動の場の拡大への支援や地球環境問題への貢献など社会的要請を組み込んだ活動手法の開発など、新たな展開を図ります。

## ◆「わが村は美しくー北海道」運動の展開

北海道の農山漁村において、地域の資源を活かし、地域住民が主体的に行っている様々な地域づくりの取組に対して支援を行います。また、活動をより高めていくためコンクールを開催し、「景観」「地域特産物」「人の交流」の3部門毎に優れた取組を行っているグループを表彰し、運動を普及します。

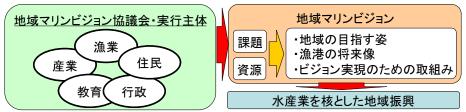
## ◆地域マリンビジョンの推進

北海道開発局は、将来に亘って全国の水産食料供給基地としての北海道水産業の大切な役割を守り育てていくため、活力のある北海道の水産業と漁業地域の将来像を示した「北海道マリンビジョン21」を策定しました。

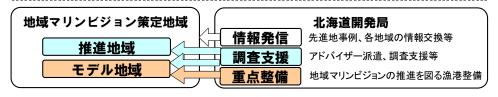
「北海道マリンビジョン21」の実現のためには、地域の主体的な取り組みが重要なことから、漁業者だけではなく様々な関係者が集まり、水産業を核とした地域振興方針となる「地域マリンビジョン」が策定されています。各地域では「地域マリンビジョン」に基づき、衛生管理の強化やブランド化の推進等の取り組みが進められています。

北海道開発局は各地域で策定された「地域マリンビジョン」の中から、他地域のお手本となる「モデル地域」等を指定し、これらの地域を中心に先進地事例の紹介やアドバイザーの派遣、地域協働プロジェクトの支援などを行うことにより、多様な連携・協働による地域マリンビジョンの実現を促進します。

## ■地域マリンビジョンの策定と実行



## ■地域指定と北海道開発局による支援



## ◆ 北海道国際物流戦略チームの取組

北海道における国際物流の課題を把握検討し、その解決に向けて総合的な物流機能の高度化・効率 化を推進する施策を展開するため、地域の有識者、産業界、行政などが一体となった「北海道国際物 流戦略チーム」を設置(H18.7.3)し、各種検討を進めています。

「北海道国際物流戦略チーム」では、北海道ブランドの創出、東アジアへの輸出拡大のための北海 道の海上・航空輸送の国際競争力を強化する施策を展開しています。18 年度に策定した「アクショ ンプラン」に基づき、北海道・韓国間での国際直行船試験運航や試験運航に合わせた商談会等を実施 してきました。

20年度は昨年に引き続き、既設のダイレクト航路であるコンテナ航路を活用して北海道産品(生 鮮品)の輸出を促進することで貨物を誘発する取組や、企業動向を踏まえたエアポートセールスを実 施することで潜在需要の開拓を図ります。

北海道国際物流戦略チームの主な取組

## H18年度

### 〇北海道・韓国間での国際直行船試験運航の実施

北海道産品の迅速・安全な輸出の確保に資するため 国際海上コンテナ輸送を補完する直行船輸送の試験運 航を実施し、運航上の課題等を把握。

### O国際直行船試験運航に合わせた商談会

北海道の特色である農水産品を始めとした北海道産品の輸出拡大を目指し、韓国において試験運航に合わ せた商談会を開催。





## H19年度

## Oダイレクト航路の需要拡大の ための潜在的貨物誘発の取組

既設のダイレクト航路であるコン テナ航路を活用して北海道産品の 輸出を促進し、貨物顕在化を図る。

- ●北海道・東アジア間のコンテナ船(定 期航路のほか、津軽海峡の素通り船 も含む)の実態把握
- ●北海道農水産品を高品質な状態で輸 出するための保鮮方法の充実化に向 けた検討

## Oダイレクト航路開設に向けた検討

平成18年度の試験運航結果も踏 まえ、ダイレクト航路を開設するに あたっての諸課題の解決に向けた 検討を進める。

## **O東アジア地域における北海道** 産品の需要動向の把握

ソウル市等において北海道 産品の試食・アンケート調査 を行い、需要動向を把握。





### 〇海外販路拡大セミナーの開催

輸出意欲のある企業等を対象 に、貿易相手国の食品輸出入に 関する規制や商慣習等の実践的 情報提供等を行う。

### 〇貨物定期便(航空)の需要拡大の ための潜在的貨物誘発の取組

既存の輸送手段(小型ジェット定 期便、チャーター便)のベリーを活 用して北海道産品の輸出を促進し、 貨物顕在化を図る。

- ■国内・国際貨物の需要予測
- ●北海道航空貨物荷主連絡会(仮称) を設立し、荷主間の連携強化

## 〇新千歳空港の環境整備

物流基地化に向けたソフト・ハー ド両面の環境整備の検討。

## H20年度

## 〇北海道ブランドの創出と発信の取組

東アジア地域への輸出促進に向けた取組の推進 等

## Oダイレクト航路開設に向けた取組

ダイレクト航路開設の課題の解決、コンテナ航路の活用実現等

### 〇新千歳空港の物流拠点機能強化に向けた取組

環境整備方策の検討、既存路線の有効活用方策の検討 等





相互に

連携

## 2. 投資の重点化

主要施策ごとに、特に重点的、総合的、先行的に実施することが適切な施策を明らかにして、計画の効果的な推進に努めるものとし、施策の推進に当たっては、時々の情勢変化を勘案して、柔軟かつ機動的な対応を図ります。

また、事業の迅速化、汎用品の積極的使用、地域の実情に合った規格の設定やPFI等民間 資金・能力を活用する社会資本整備手法の推進など、総合的なコスト縮減に向けた取組の充実 を図ります。さらに、既存の社会資本ストックをできる限り有効に活用していくため、計画的・ 効率的な維持・管理や更新の取組を強化するとともに、そのための費用をできる限り節約し、 これから必要となる新たな社会資本整備に的確に対応していきます。

## ◆公共投資の重点化・効率化

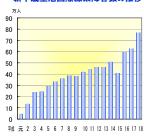
- ①外国人観光客の受入環境整備による交流拡大を通じた地域の発展
- ・新千歳空港国際旅客ターミナルの機能向上、主要観光地におけるピクトグラム(絵記号)を利用した歩行者用案内標識の整備
- ②世界自然遺産「知床」やラムサール条約登録湿地の自然環境の保全
- ・世界自然遺産「知床」及び周辺地域における河川事業・下水道事業等、ラムサール条約登録湿地 における自然再生事業
- ③日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画に基づく地震、津波対策の推進
- ・震災時における緊急物資等の輸送を確保する耐震強化岸壁の整備、津波による被害を軽減する海岸保全施設の強化、津波からの避難場所・避難路の保全、空港の耐震性の向上等

## 新千歳空港国際旅客ターミナルの整備

整備後

北海道の空の玄関口である 新千歳空港では、国際線旅客 数の増加により、施設が狭隘 化し著しい混雑が発生。その 解消、並びに国際競争力強化 を図るため、CIQを含む国 際旅客ターミナルの機能向上 等に平成18年度から着手。

## 新千歳空港国際線乗降客数の推移

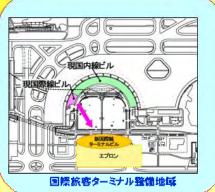


現状 ビーク時処理能力200人

新国際旅客ターミナル整備により

ビーク時処理能力530人対応(大型ジェット機同時2便まで対応可能)





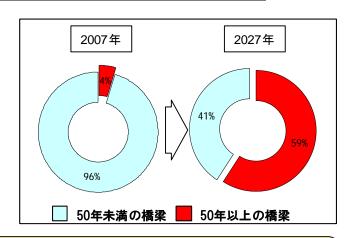
## ◆コスト縮減に向けた取組の充実

これまでの総合的なコスト縮減の取組みに加え、平成20年度からは新たにコスト構造改善の取組 を導入し、総合的なコスト構造改善を推進します。

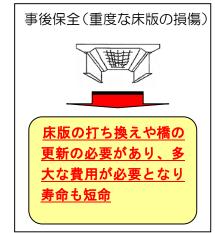
- ①事業実施の時間管理の強化
- ・事業効果の高い物や進捗見通し等の条件が整った事業への集中投資による円滑でスピーディーな 事業の推進
- ②PFI事業の導入による民間資金を活用した事業の推進
- ・苫小牧法務総合庁舎整備等事業 等
- ③既存ストックの有効活用
- ・既存の道路ストックの長寿命化に向けた効率的な道路管理の実施
- ・更新時期を迎える農業水利施設が増加傾向にあり、効率的な保全と適期での更新を推進
- ・空港施設の機能保持のための取組み
- ・ライフサイクルコストの低減や施設の安全性向上を図るため、適時適切な港湾施設の改良工事等 を実施 等

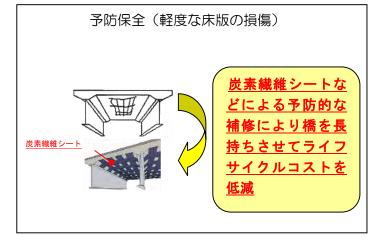
## 既存の道路ストックの長寿命化に向けた効率的な道路管理の実施

現状の課題。
今から20年後には50年
以上経過した橋が約60%まで増加し、大規模な補修や更新を行わなければならない橋が増加



損傷が深刻化しはじめてから対策を実施する「事後保全」では寿命が短くなる事から、 定期的に点検を行い損傷が深刻化する前に補修を行う「予防保全」を実施する事で、橋 の寿命を延命化し効率的な管理を行う



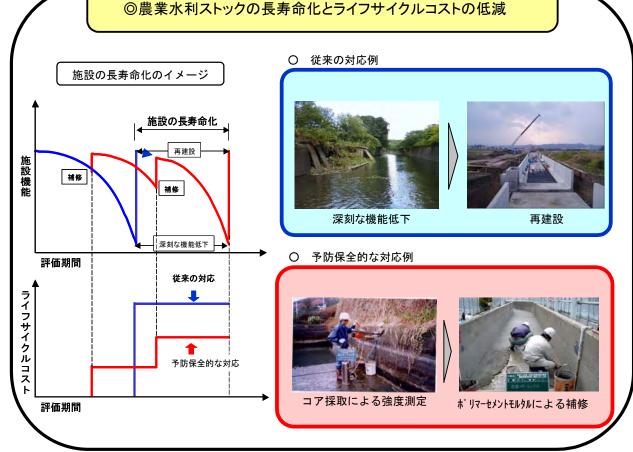


更新時期を迎える農業水利施設が増加傾向にあり、効率的な保全と 適期での更新を推進

国営土地改良事業等により造成された基幹的な農業水利施設は、ダム、頭首工、 用排水機場等が北海道で約600箇所(全国約7,000箇所)、農業用用排水路が 約9千km(全国約4万5千km)にのぼっているが、今後、これらの施設は随時更新 時期を迎えるため、最小限の事業費で計画的な維持・更新事業の展開が必要。

施設の長寿命化を図るため、深刻な機能低下が発生する前に、機能診断に基 づく適切な対策を施す予防保全対策を実施し、ライフサイクルコストの低減を 図る。

- ◎新規開発から維持・更新事業へ移行



## 3. 北海道イニシアティブ

多様な主体との連携・協働により我が国の環境政策の先駆的取組としてモデルとなる施策を展開する「北海道環境イニシアティブ」や、北海道の優れた資源・特性を活用し、全国画ーではないローカルスタンダードを導入する「北海道固有の課題に対する独自の取組(北海道スタンダード)」、「他地域にも共通する課題に対する北海道の特性を活かした先駆的・実験的取組」等を推進します。

## ◆北海道環境イニシアティブの展開

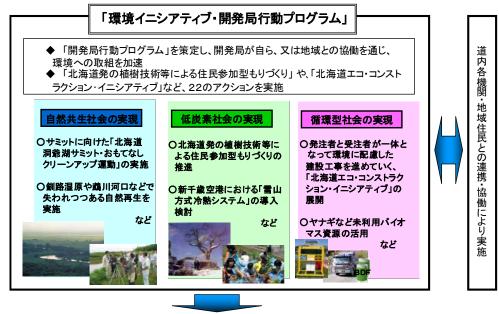
地球環境問題をテーマとする北海道洞爺湖サミットの開催を契機として、

- 雄大な自然の恵みを体感する世界に開かれた美しい北海道づくり
- ・ 低炭素社会の実現に向けた北の暮らしのイノベーション

を一層推進するため、多様な主体との連携・協働により、我が国の環境政策の先駆的取組としてモデルとなる施策を展開する。

- ① 自然の恵み豊かな美しい大地の再生・創造 地域住民、NPO、地方公共団体等と連携・協働し、河川・湿地等の自然再生など、美しい景 観づくり、北海道観光の魅力の向上に資する取組を推進する。
- ② CO2の吸収源としての森づくり 現在、地域住民、NPO等が主体となって石狩川等で行われている「石狩川流域300万本植 樹運動」等の活動を一層推進する。
- ③ 環境負荷の少ない地域交通システム 水素自動車の導入に向けた環境整備等に関する普及啓発を推進する。
- ④ 地球的視点で見る北の暮らしのイノベーション 低炭素社会の形成に向けて、地方自治体、大学、企業等と連携して、未利用熱源の先進的な有 効利用のためのモデル事業を実施するとともに、その普及啓発を推進する(「産業排熱等を有効 活用した地球にやさしい北国の居住形態の創出に関する調査」)。
- ⑤ バイオマス等の未利用・循環資源の活用

地域のバイオマス資源をエタノール等のエネルギー源として活用し尽くすための取組や、雪氷冷熱エネルギーの有効利用に関する取組を進めるとともに、その普及啓発を推進する(「北海道に適した新たなバイオマス資源の導入促進事業」、「地域の未利用バイオマス資源利活用実証調査」等)。



# 建設現場における環境対策を本格化します

~北海道エコ・コンストラクション・イニシアティブの展開~

〜北海道エコ·コンストラクション·イニシアティブとは?〜 豊かな自然環境を有する北海道において、洞爺湖サミットを契機として社会資本整備の建設現場においても発注者や受注者が 地域とも連携しながら、自然共生社会の形成、循環型社会の形成、低炭素社会の形成を実現するために、新技術の普及・活用、 建設副産物等の有効活用、自然エネルギー・省エネ機械等の活用に先駆的に取組むものです

推進にあたっては、多様な主体・連携が不可欠であり、とりわけ、発注者が率先して取り組むべき事項や、受注者が参加しやすく なるような環境整備、地域住民等との連携等新たな枠組み作りに向けた制度設計を進めます。

コラボレーションやソフト面の取り組みに加えて技術開発等のイノベーション、社会資本整備に求められる環境性能の 検討、工事入札時の総合評価及び表彰制度の導入についても積極的に取組んでいきます。

## <取組み事例>

## 1. 自然共生社会の形成 例) 新技術の普及、活用

- ①良好な自然環境の保全
- 多様な野生生物の生息・生育環境の保全・再生
- 水環境の保全・改善など
- ②北海道らしい景観の形成
- 農村特有な景観の形成促進
- ・湿地の保全・再生、防雪林整備、緑化など
- ③自然とのふれあい空間の形成
- ⇒地域特性等を踏まえた、北海道らしい取組みを実施 します。

## 2. 循環型社会の形成 例) 建設副産物等の有効活用

- ①リデュース(廃棄物の発生抑制) 建設発生土の現場内利用など ②リユース(循環資源の再利用)・護岸ブロックの再利用など
- ③リサイクル(再生利用) ・再生骨材・木材チップの使用など
- ⇒地域資源等を活かした取組みを拡大します。

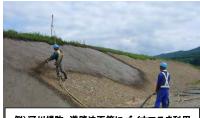
#### 3. 低炭素社会の形成 例) 自然エネルギー・省エネ機械等の活用

①環境負荷の少ないエネルギーの利活用

(自然エネルギー、未利用バイオマスなど) ②省エネルギー対応 (低燃費機械、アイドリングストップなど)

③温室効果ガス吸収源対策(緑化、木材の利用など)

⇒地域資源等を踏まえた、北海道らしい取組みを実施 します。



例)河川堤防、道路法面等にバイオマスを利用





- ◆北海道固有の課題に対する独自の取組(北海道スタンダード)
  - 北海道スタンダードの展開

北海道の自然条件、地域特性、交通特性等を踏まえ、安全かつ機能的で、自然景観に配慮した魅 力ある道路を低コストで整備する工夫を推進する。

- ◆他地域にも共通する課題に対する北海道の特性を活かした先駆的・実験的取組
  - ・協働型インフラ・マネジメントの展開

地域の実情に合わせて効率的・効果的に地域課題を解決しつつ、地域の魅力向上を図るため、地 域・ユーザーと行政が協働してインフラ整備や利活用に取り組む手法を構築し、展開する。

## 4. 事業評価の実施

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業の予算化の判断に 資するための新規事業採択時評価、事業の継続又は中止の判断に資するための再評価に加え、事 業完了後に改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する事後評価を実施します。

## 平成20年度再評価実施予定

### (直轄事業)

都市公園事業1事業、河川事業12事業、砂防事業3事業、海岸事業1事業、道路事業 18事業、港湾整備事業5事業、農業農村整備事業2地区

〇平成19年度における再評価は、18件(河川事業1事業、道路事業13事業、港湾整備事業3事業、農業農村整備事業1地区)について実施しました。

## 5. 入札・契約の一層の適正化、効率化

入札談合の再発防止や公共工事の品質確保に全力で取り組み、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図るとともに、入札及び契約制度の改革の推進等を図り、公共工事の効率的執行に努めます。

また、価格のみによらず総合的な価値による競争を促進し、工事の目的物の機能と品質を確保 しつつ、技術力の企業評価への適切な反映を行い、適正な施工能力のある企業による競争を促進 します。

## ◆競争性向上のための入札方式の改善等

## ・一般競争入札方式の拡大

予定価格が5千万円以上の工事について、一般競争入札を実施します。

また、予定価格が5千万円未満の工事であっても、不良・不適格業者の排除、事務量等に配慮 しつつ、積極的に一般競争入札を試行することとします。

## ・工事希望型競争入札の実施

工事規模がおおむね5千万円未満の工事で一般競争入札によらないときは、工事受注希望の確認と技術資料の提出を求め、条件を満たす者はすべて競争参加を認める工事希望型競争入札方式を採用しています。

## ・総合評価方式の拡大と充実

価格以外の多様な要素を考慮した競争である総合評価方式は、談合等の不正防止の効果も期待

されることから、評価項目の充実と透明性の向上を図ったうえで、原則として工事発生件数の全てを対象に実施します。

## ・指名業者の事後公表

入札参加者間の不正行為を抑制する観点から指名業者名の事後公表を引き続き実施します。

### ・不落随契の原則廃止等その厳正化

不落随契は、あらためて競争入札を実施することが困難な場合において、真にやむを得ない措置となるよう引き続きその取り扱いの厳正化に努めます。

## ・工事費内訳書の提出

入札・契約における不正行為の排除の徹底及び競争参加者の積算努力の促進を図るため、工事 費内訳書の入札時提出を引き続き、実施します。

## ◆公共工事の品質確保の促進

## ・技術力を重視した入札の推進

工事の発注にあたり、当該工事に関する建設業者及び配置予定技術者の施工能力の確認、簡易 な施工計画の提出・審査、また、必要に応じて配置予定技術者のヒアリングを行うなど、技術力 を重視した入札・契約を推進します。

## ・「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」への転換

価格と品質が総合的に優れた内容の契約を行うことにより、公共工事の品質を確保するため、 総合評価方式について、評価項目の充実と透明性の向上を図ったうえで、原則として工事発生件 数の全てを対象に実施し、価格のみによらず総合的な価値による競争の促進を図ります。

## ・特別重点調査の試行

予定価格が2億円以上の工事について、低入札価格調査制度の適用対象の中でも特に低価格の 入札者を対象に、詳細な資料の提出を求めて事情聴取を行い、契約内容に適合した履行がされな い恐れがあり契約の相手方とすべきでない者かどうかを厳格に調査・確認を行います。

## ・総合評価審査委員会の設置

総合評価方式によって発注する工事の技術提案に対し、中立かつ公正な審査・評価を確保するため、総合評価審査委員会を設置し、総合評価方式の評価方法及び落札者の決定方法などについて、学識経験等を有する者から意見を聴取します。

## ◆資格審査における技術評価の導入

企業の技術力を適切に評価し、適正な施工能力のある企業による競争を促進するとともに、契約の適正な履行の確保を図るため、平成17・18年の資格審査から、経営事項評価点数に加えて、 技術評価点数を導入しています。

平成19・20年度の資格審査からは、技術評価点数の割合を8:2から7:3に引き上げています。

## ◆入札監視委員会(第三者機関)における入札・契約事務の執行状況の監視

入札・契約の過程及び契約内容の透明性を確保するため、本局及び全ての開発建設部に設置され

た入札監視委員会において、年4回、審議を実施します。(平成18年度の実績は238件)

## ◆優良工事及び優良委託業務表彰の実施

工事に係る技術の向上等に資することを目的として、工事の施工に関し特に優秀であって、他の 模範として推奨することがふさわしいと認められる優良施工業者等及び優良な成績を修めた委託業 務履行業者等の表彰を実施します。

## ◆公共事業支援統合情報システム(CALS/EC)の構築と活用

公共事業支援統合情報システム(CALS/EC)を構築して活用し、公共事業の計画・調査、 設計、入札、施工及び管理の各段階で発生する情報の電子化と、各担当部局間及び受発注者間の効 率的な情報の交換・共有・連携を推進します。

## ・電子入札の全面実施及び入札説明書等の電子的提供

不正行為の防止、移動コストの縮減、事務の迅速化等に効果が期待されることから、平成15年度より全ての工事及び業務について実施している電子入札を引き続き実施します。

また、入札に必要な入札説明書、図面等の電子的な提供(ダウンロード)を平成18年12月から全面実施しています。

## ・電子納品の推進

平成14年度からすべての業務を対象に実施し、平成16年度からはすべての工事を対象に実施している電子納品を引き続き推進します。

## ・入札情報の公表

入札情報サービス(PPI)において、平成14年度から行っている発注の見通し、発注情報、 入札結果の公表を引き続き実施します。(Web上で入手、検索が可能)

また、平成18年9月から建設コンサルタント業務等の発注見通しについて、従来の入札方式に加え、標準プロポーザル入札方式、指名競争の入札方式及び随意契約についても公表することとしています。

## 6. 建設産業の健全な発展、振興・育成

建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図るとともに、建設工事の 適正な施工の確保、不良・不適格業者の排除の徹底を進めます。経営の効率化や経営基盤の強 化に向けての支援等を通じて、技術と経営に優れた企業が伸びていくことのできる環境整備を 進め、北海道における建設産業の健全な発展を促進します。

## ◆建設業法令遵守推進本部の設置と法令違反行為への厳格な対応

建設業者における一括下請負及び監理技術者等の不専任、経営事項審査申請の虚偽記載などの違反行為が顕在化し、これを放置すれば国民の信頼が損なわれる一方、建設産業の公正・公平な競争基盤が阻害され建設産業の健全な発展が阻害されかねません。まじめに努力する企業が報われるよう、法令違反への対応を強化すべく、「建設業法令遵守推進本部」を設置。違反情報等の収集や違反

行為の疑いのある建設業者に対する立入調査等を実施し、法令に違反する行為があれば厳正に対処し、不良・不適格業者の排除と法令遵守の一層の徹底を図ります。また、北海道と建設業法等遵守に向けた取組や建設産業政策実施の円滑化を図るため、互いが有する情報を共有し、連携を強化します。

## ◆元請・下請関係の適正化の推進

下請代金支払状況等の実態を把握し、元請・下請関係の適正化を図るため、下請代金支払状況等 実態調査を実施し、必要に応じて個別業者に対する立入調査を行い、直接改善に向けて指導するほか「建設業法令遵守ガイドライン―元請負人と下請負人の関係に係る留意点―」の周知を図り、法令違反行為を防ぐとともに、元請負人と下請負人との対等な関係の構築と公正な取引の実現等を推進します。

## ◆品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応

適切な施工が見込めないような著しい低価格での受注、いわゆるダンピング受注は、工事の手抜き等による品質の低下、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等を招きかねず、また、公正な取引秩序を歪め、建設業の健全な発達を阻害することにつながるため、排除する必要があります。こうした観点から、直轄工事のうち低入札価格調査対象案件について、下請代金支払状況等実態調査の対象とするなど、所要の措置を講じます。

## ◆公共工事の入札及び契約の適正化の推進

入札契約適正化法・適正化指針の措置状況を把握し、その結果を公表します。また、北海道と連携して道内市町村の担当者を対象とした会議において、その説明を行うなど入札及び契約の適正化の一層の推進を図ります。

### ◆建設業総合相談受付窓口、新分野進出等モデル構築支援事業等による対応

建設産業課及び(社)北海道建設業協会に設置している「建設業総合相談受付窓口」(ワンストップサービスセンター)において、経営の効率化や経営基盤強化のための支援制度の説明や新分野進出の成功事例の紹介を行うとともに、中小企業診断士等の専門家が個別・具体的な経営相談に応じる「建設業経営支援アドバイザー」の活用などにより、建設業者による事業の見直しや事業の協業化・再編等に向けての相談に幅広く応じます。

また、中小・中堅建設業者や下請業者が行う新分野進出等の経営革新の取組の中で先導的事例 と認められる事業に対して、新分野進出等モデル構築支援事業等を活用し、モデルケースとして 広く普及・啓発を図ることにより、経営革新に向けた取組の促進・定着を目指します。

なお、今年度は新分野進出等の取組のうち、生産性の向上に向けた波及効果の高いものを公募・ 選定して支援することで、建設業の活力回復と地域の経済社会の活性化を実現します。

## ◆北海道地方建設産業再生協議会における関係機関との連携強化

北海道開発局をはじめとする建設産業関係機関により構成する「北海道地方建設産業再生協議会」において、建設業の再生等に資する各種施策についての情報交換や意見交換を行い、建設業の健全な発展に向けての連携強化を図ります。